

最大 **20万円** 助成します

着手前にまずは
ご相談ください！

青木村住宅リフォーム補助金

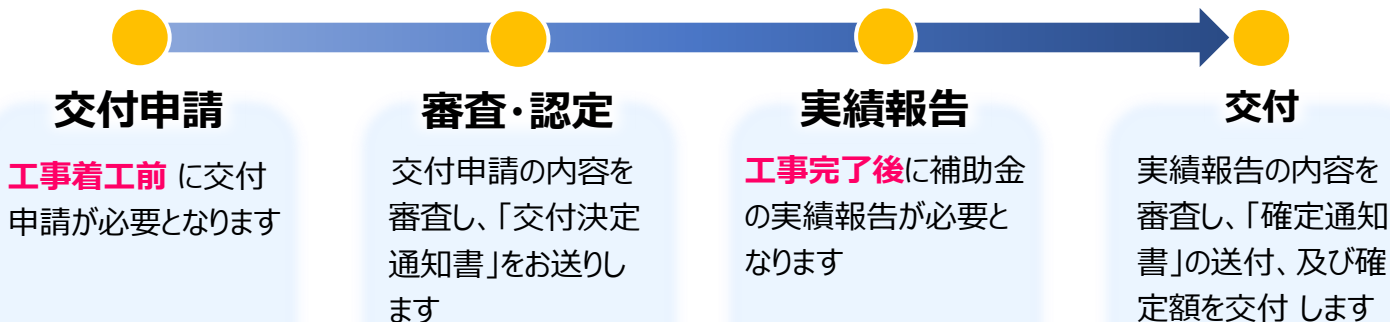
村内の経済の活性化を図るとともに、村民の住環境の向上を目的とし、**村内の事業者との契約に基づき実施する既存住宅の増改減築工事および給排水衛生設備等の工事**に対し、**対象費用の20%（上限20万円）**を助成します。

交付条件

- 1 **工事着工前**に交付申請をしていること、かつ、当該工事が裏面に記載されている対象工事であり、**村内事業者との契約に基づく工事**であること
- 2 住宅の所有者で、申請時点から起算して**5年以上前**に村内に住所を有するもので、引き続きリフォーム工事を実施する住宅に定住の意思がある方
- 3 申請者及び同一世帯に属するもの全員に、村税及びその他村使用料等に**滞納**がないこと

※上記条件を満たしても、申請内容を審査の結果、補助金を交付できない場合がございます

補助金交付までの流れ



青木村役場 商工観光移住課

〒386-1601
長野県小県郡青木村大字田沢111番地
☎ 0268-49-0111（代表）
✉ webmaster@vill.aoki.nagano.jp



1. 対象工事

	工事内容(例)	備考
①	既存の住宅の増築、改築、減築工事	建築確認等が必要な工事の場合は、届け出が必要。
②	給排水衛生設備工事	既存住宅のリフォームに係る撤去、移設、修理、取換、新設。宅外の配管、配線工事を含む。
③	給湯設備工事	
④	換気設備工事	
⑤	電気設備工事	
⑥	ガス設備工事	
⑦	屋根の葺き替え、塗装、防水工事	
⑧	外壁の張り替え、塗装工事	
⑨	部屋の間仕切りの変更工事	
⑩	床材、内壁材、天井材の張り替えなどの内装工事	
⑪	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	

2. 一部対象

	工事内容(例)	備考
①	バリアフリー改修工事(手摺の新設、段差解消等)	他の補助事業を受ける場合は対象外。
②	耐震改修工事(壁補強、基礎補強等)	木造住宅耐震改修工事等の補助を受ける場合は対象外。また、建築物によっては精密診断が事前に必要。
③	既存住宅の解体工事	

3. 対象外

	工事内容(例)
①	車庫、物置、倉庫等の工事
②	店舗や事務所等のリフォーム工事
③	外構工事(庭、塀、駐車場、植木等)
④	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事
⑤	雨水タンク設備の設置工事
⑥	電話、インターネット、テレビアンテナの設備・設置工事
⑦	暖房器具等の購入や照明器具などの電気器具の購入設置
⑧	消火器等の消防用品の購入・設置
⑨	シロアリ駆除やその他防虫に係る薬剤散布
⑩	ハウスクリーニング、配水管、排水管清掃等
⑪	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事